

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成 28 年 月

小 城 市

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 小城市は、佐賀県南部に広がる佐賀平野の西部に位置し、その立地条件を生かして稲麦を主体とする農業生産を展開してきたが、北部の山間地帯は農林業が営まれ、そこから連なる中山間地域は果樹園が形成され、平坦地域は穀倉地帯が形成されている。中山間地域は、生産条件の悪い圃場を中心に荒廃化・山林化が進んでいるが、近年は米・麦・果樹を中心に施設野菜、施設果樹の導入も盛んとなってきている。

今後は、特に施設園芸において、高収益性の作目・作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 小城市の農業構造については、社会・経済情勢の変化に伴い、農業従事者の他産業への就労が増加するなど農家の兼業化が進行するとともに、農業従事者の減少と高齢化が深刻化している。こうした中で、兼業農家の高齢化も進み、高齢農家や経営規模縮小農家から中核的担い手への農地の利用集積や機械更新時や世代交代等を機に、農地の流動化が進展してきている。

3 小城市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な農業経営指標は、小城市及びその周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり **400万円**）、年間総労働時間（1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が小城市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

4 小城市は、将来の小城市の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営力の強化を目指すに当たってこれを支援するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第4項に規定される農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、小城市は、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、佐城農業改良普及センター等と十分な連携の下で濃密な指導を行うため、小城市全体を包含する範囲で統一した「小城市農業再生協議会」において、集落段階における農業展望とそれを担う経営体を明確にするため人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」を策定し、十分に整合がとられるよう推進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集团的土地利用を目指した調整を図り、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当っては、農地利用集積円滑化事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、佐賀県農業協同組合や農作業受託組織と連携を密にして、農地貸借の促進拡大と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、佐城農業改良普及センターの指導の下、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

小城市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

小城市は効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、豊富な経験と技術を有する高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも、法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、小城市農業委員会の支援による農用地利用をこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、小城市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした利用権設定等促進事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 小城市は、小城市農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を佐城農業改良普及センターの協力を受

けつつ行う。

なお、経営改善計画の認定期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 小城市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に小城市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、小城市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### [個別経営体]

| 営農類型                 | 経営規模                                                                              | 生産方式                                                                                                                                        |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水稲＋麦＋大豆＋玉葱           | 水稲＝ <u>2.1</u> ha<br>麦＝ <u>1.5</u> ha<br>大豆＝ <u>1.3</u> ha<br>玉葱＝ <u>2.0</u> ha   | ①農地の <u>集積集約による生産の効率化</u><br>②農作業機械の共同利用による米麦 <u>大豆</u> の省力・低コスト生産<br>③各作物のローテーション作付けによる生産安定<br>④玉葱の機械化一貫体系による省力化と規模拡大<br>⑤品種・作型の組合せによる労力分散 |
| 水稲＋麦＋アスパラガス          | 水稲＝ <u>1.8</u> ha<br>麦＝ <u>2.4</u> ha<br>アスパラガス＝0.35 ha                           | ① <u>完熟堆肥投入による土づくりの徹底</u><br>② <u>夏場の下温対策による夏芽の収量・品質向上</u><br>③ <u>農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト化</u>                                              |
| 水稲＋麦＋大豆＋ <u>作業受託</u> | 水稲＝ <u>3.6</u> ha<br>麦＝ <u>6.0</u> ha<br>大豆＝ <u>2.4</u> ha<br><u>作業受託＝延べ7.0ha</u> | ①農地の <u>集積集約による生産の効率化</u><br>②機械化一貫体系による省力・低コスト生産<br>③品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり<br>④大豆不耕起播種や <u>アップカットロータリー耕起同時播種</u> など省力技術導入による <u>安定生産</u> |
| <u>施設</u> イチゴ        | イチゴ＝0.3 ha                                                                        | ① <u>肥培管理など基本技術の徹底</u><br>② <u>高設育苗による健苗の育成</u><br>③ <u>光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上</u>                                                          |
| <u>施設</u> キュウリ       | キュウリ＝0.25 ha                                                                      | ① <u>肥培管理など基本技術の徹底</u><br>② <u>作型の組合せによる出荷期間の延長</u><br>③ <u>多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施</u><br>④ <u>光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上</u>             |
| <u>施設</u> ナス         | ナス＝0.25 ha                                                                        | ① <u>肥培管理など基本技術の徹底</u><br>② <u>多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施</u><br>③ <u>光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上</u>                                                 |
| <u>施設</u> トマト        | トマト＝ <u>0.25</u> ha                                                               | ① <u>肥培管理など基本技術の徹底</u><br>② <u>多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施</u><br>③ <u>光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上</u>                                                 |

| 営農類型           | 経営規模                                                                                                                                                             | 生産方式                                                                                                                                   |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ミカン            | <u>極早生＝0.3 ha</u><br><u>マルチ 0.1ha＋根城 0.2ha</u><br><u>早生 ＝1.2 ha</u><br><u>マルチ 0.6ha＋根城 0.6ha</u><br><u>普通 ＝1.0 ha</u><br><u>マルチ 1.0ha</u><br><u>露地不知火＝0.5 ha</u> | <u>①労力分散のための極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた経営</u><br><u>②マルチ栽培、根域制限栽培の導入による高品質果実生産</u>                                                            |
| <u>ハウス</u> ミカン | <u>ハウスみかん＝0.6 ha</u><br><u>ハウス不知火＝0.2 ha</u>                                                                                                                     | <u>①基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保</u><br><u>②需要期に応じた加温と温度管理の徹底</u><br><u>③省エネルギー対策による生産コスト削減</u>                                              |
| <u>梨</u>       | <u>ハウス梨 ＝0.5ha</u><br><u>トンネル梨＝0.4ha</u><br><u>露地梨 ＝0.2ha</u>                                                                                                    | <u>①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底</u><br><u>②計画的な改植による安定生産</u><br><u>③労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践</u><br><u>④露地栽培での高品質・高単収品種「あきづき」の導入</u> |
| <u>電照</u> キク   | キク＝0.5 ha                                                                                                                                                        | <u>①需要動向に即した優良品種の導入</u><br><u>②適正な温度管理と土づくりの徹底</u><br><u>③多層被覆装置等、脱石油省石油機械・装置の導入</u>                                                   |
| 和牛繁殖＋飼料作       | <u>繁殖牛 ＝50 頭</u><br><u>飼料作物＝8.8ha</u><br><u>稲わら収集＝11.0ha</u>                                                                                                     | <u>①子牛生産率及び出荷率の向上</u><br><u>②肥育素牛育成基本プログラムの実践</u><br><u>③良質粗飼料の低コスト生産</u><br><u>④フリーバーン等を利用した省力管理</u>                                  |
| 肥育牛            | <u>肥育牛 ＝150 頭</u><br><u>飼料作物＝0.13ha</u><br><u>稲わら収集＝15.0ha</u>                                                                                                   | <u>①飼料給与基本プログラムの実践</u><br><u>②耕畜連携による稲わら等の確保</u><br><u>③管理・視察の徹底による事故率の低減</u>                                                          |
| <u>肉用牛一貫</u>   | <u>肥育牛 ＝100 頭</u><br><u>繁殖牛 ＝15 頭</u><br><u>飼料作物＝2.2ha</u><br><u>稲わら収集＝10.6ha</u>                                                                                | <u>①一貫経営による経営安定</u><br><u>②飼料給与基本プログラムの実践</u><br><u>③耕畜連携による良質粗飼料の確保</u><br><u>④超早期母子分離による分娩間隔短縮</u>                                   |
| 酪農＋飼料作         | <u>経産牛 ＝40 頭</u><br><u>飼料作物＝8.0 ha</u><br><u>耕畜連携による</u><br><u>WCS 収集面積＝4.0ha</u>                                                                                | <u>①良質粗飼料の低コスト生産</u><br><u>②耕畜連携による稲WCSの生産</u><br><u>③雌雄判別技術活用による後継牛確保</u><br><u>④受精卵移植による黒毛和種子牛生産</u>                                 |

| 営農類型 | 経営規模            | 生産方式                                                                               |
|------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 養豚一貫 | <u>母豚＝130 頭</u> | ①優良系統種豚の計画的導入<br>②人口授精技術等を利用した子豚生産率の向上<br>③防疫対策等の強化による事故率の低減<br>④未利用資源等を利用した低コスト生産 |

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・企業の経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作物、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・地域間・経営体間の労働力調整
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

〔組織経営体〕

| 営農類型                     | 経営規模                                                   | 生産方式                                                                                          |
|--------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>集落営農法人</u><br>水稻＋麦＋大豆 | 水稻＝ <u>15.0</u> ha<br>麦 ＝25.0 ha<br>大豆＝ <u>10.0</u> ha | ①作物・品種毎の団地化による <u>作業の効率化</u><br>②機械・施設の効率的利用による <u>生産コストの低減</u><br>③余剰労力を活かした園芸作物等の <u>導入</u> |

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集
- ・共同作業によるプール計算方式の導入

○農業従事の態様等

- ・ 企業的組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 多様な雇用労働力の導入
- ・ 地域間・経営体間の労働力調整
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1で示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### [個別経営体]

| 営農類型                 | 経営規模                                                                               | 生産方式                                                                                                                                       |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水稻＋麦＋大豆＋玉葱           | 水稻＝ <u>1.3</u> ha<br>麦 ＝ <u>0.9</u> ha<br>大豆＝ <u>0.8</u> ha<br>玉葱＝ <u>1.2</u> ha   | ①農地の <u>集積集約による生産の効率化</u><br>②農業機械の共同利用による米麦 <u>大豆</u> の省力・低コスト生産<br>③各作物のローテーション作付けによる生産安定<br>④玉葱の機械化一貫体系による省力化と規模拡大<br>⑤品種・作型の組合せによる労力分散 |
| 水稻＋麦＋アスパラガス          | 水稻＝ <u>1.1</u> ha<br>麦 ＝ <u>1.4</u> ha<br>アスパラガス＝0.21 ha                           | ①完熟堆肥投入による <u>土づくりの徹底</u><br>②夏場の下温対策による夏芽の収量・品質向上<br>③農業機械の共同利用による米麦の省力・低コスト化                                                             |
| 水稻＋麦＋大豆＋ <u>作業受託</u> | 水稻＝ <u>2.2</u> ha<br>麦 ＝ <u>3.6</u> ha<br>大豆＝ <u>1.4</u> ha<br><u>作業受託＝延べ4.2ha</u> | ①農地の集積集約による生産の効率化<br>②農業機械の共同利用による米麦大豆の省力・低コスト生産<br>③品種の組合せによる作期幅拡大と特色ある米づくり                                                               |
| <u>施設</u> イチゴ        | イチゴ＝0.18 ha                                                                        | ①肥培管理など基本技術の徹底<br>②高設育苗による健苗の育成<br>③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上                                                                                 |
| <u>施設</u> キュウリ       | キュウリ＝0.15 ha                                                                       | ①肥培管理など基本技術の徹底<br>②作型の組合せによる出荷期間の延長<br>③多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施<br>④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上                                            |
| <u>施設</u> ナス         | ナス＝0.15 ha                                                                         | ①肥培管理など基本技術の徹底<br>②多層被覆ヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施<br>③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上                                                                  |
| トマト                  | トマト＝ <u>0.15</u> ha                                                                | ①肥培管理など基本技術の徹底<br>②多層被覆の導入など脱石油・省石油対策の実施<br>③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上                                                                        |

| 営農類型           | 経営規模                                                                                | 生産方式                                                                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ミカン            | <u>極早生=0.18 ha</u><br><u>早生 =0.7 ha</u><br><u>普通 =0.6 ha</u><br><u>露地不知火=0.3 ha</u> | <u>①労力分散のための極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた経営</u><br><u>②マルチ栽培、根域制限栽培の導入による高品質果実生産</u>                                                            |
| <u>ハウス</u> ミカン | <u>ハウスみかん=0.36ha</u><br><u>ハウス不知火=0.12ha</u>                                        | <u>①基本技術管理の徹底と土づくりによる収量の確保</u><br><u>②需要期に応じた加温と温度管理の徹底</u><br><u>③省エネルギー対策による生産コスト削減</u>                                              |
| <u>梨</u>       | <u>ハウス梨 =0.3ha</u><br><u>トンネル梨=0.24ha</u><br><u>露地梨 =0.12ha</u>                     | <u>①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底</u><br><u>②計画的な改植による安定生産</u><br><u>③労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践</u><br><u>④露地栽培での高品質・高単収品種「あきづき」の導入</u> |
| <u>電照</u> キク   | キク=0.3 ha                                                                           | <u>①需要動向に即した品種の導入</u><br><u>②適正な温度管理と土づくりの徹底</u><br><u>③直挿しや灌水同時施肥等による省力化</u>                                                          |
| 和牛繁殖＋飼料作       | <u>繁殖牛 =30 頭</u><br><u>飼料作物=5.3ha</u><br><u>稲わら収集=6.3ha</u>                         | <u>①子牛生産率及び出荷率の向上</u><br><u>②肥育素牛育成基本プログラムの実践</u><br><u>③良質粗飼料の低コスト生産</u><br><u>④フリーバーン等を利用した省力管理</u>                                  |
| 肥育牛            | <u>肥育牛 =90 頭</u><br><u>飼料作物=0.08ha</u><br><u>稲わら収集=9.0ha</u>                        | <u>①飼料給与基本プログラムの実践</u><br><u>②耕畜連携による稲わら等の確保</u><br><u>③管理・視察の徹底による事故率の低減</u>                                                          |
| 酪農＋飼料作         | <u>経産牛 =24 頭</u><br><u>飼料作物=4.8ha</u><br><u>耕畜連携による</u><br><u>WCS 収集面積=2.4ha</u>    | <u>①良質粗飼料の低コスト生産</u><br><u>②耕畜連携による稲WCSの生産</u><br><u>③雌雄判別技術活用による後継牛確保</u><br><u>④受精卵移植による黒毛和種子牛生産</u>                                 |
| 養豚一貫           | <u>母豚=78 頭</u>                                                                      | <u>①優良系統種豚の計画的導入</u><br><u>②人口授精技術等を利用した子豚生産率の向上</u><br><u>③防疫対策等の強化による事故率の低減</u><br><u>④未利用資源等を利用した低コスト生産</u>                         |

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化

- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

#### ○農業従事の態様等

- ・企業的組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

#### [組織経営体]

| 営農類型               | 経営規模                                                 | 生産方式                                                                                   |
|--------------------|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地利用型法人<br>水稻＋麦＋大豆 | 水稻＝ <u>9.0</u> ha<br>麦 ＝15.0 ha<br>大豆＝ <u>6.0</u> ha | ①作物・品種毎の団地化による <u>作業の効率化</u><br>②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減<br>③余剰労働力を活かした園芸作物等の <u>導入</u> |

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であつて、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社その他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

#### ○経営管理の方法

- ・複式簿記等法人会計の導入による経営データの把握と財務管理
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

#### ○農業従事の態様等

- ・企業的組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・多様な雇用労働力の導入
- ・農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

| 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標                                                                          | 備 考                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <p>面積のシェア：<u>95</u>％程度</p> <p>なお、面的集積の目標については、農地利用集積円滑化事業や農地中間管理事業などを活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。</p> | <p><u>3,420</u>ha<br/>／<u>3,600</u>ha</p> |

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、小城市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体との緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進する。

その際、小城市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

小城市は、佐賀県が策定した「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、小城市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

小城市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④農作業の受委託を促進する事業
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、小城市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取り組みを行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア 小城市の平坦部においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を促進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行われるよう努める。

イ 小城市の中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

更に、小城市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 利用権設定等促進事業に関する事項

#### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからeまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a、d及びeに掲げる要件のすべて）を備えること。

a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
  - c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
  - d その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
  - e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
  - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項）、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に断続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
  - エ その者が法人である場合にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人ではないこと。
  - オ その者が個人である場合にあつては、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある法人の構成員でないこと。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）

が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 小城市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 小城市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 小城市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 小城市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

## (5) 要請及び申出

- ① 小城市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、小城市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 小城市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 小城市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 小城市は、（5）の①の規定による小城市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 小城市は、（5）の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、小城市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 小城市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（1）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（（1）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について小城市長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項（eについては必要に応じて定める）
- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- b 原状回復の費用の負担者
- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- d 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
- e その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8)同意

小城市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

#### (9)公告

小城市は、小城市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による小城市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を小城市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10)公告の効果

小城市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

#### (11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12)農業委員会への報告

小城市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを小城市農業委員会に提出するものとする。

### (13) 紛争の処理

小城市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

### (14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 小城市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に断続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 小城市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、小城市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃貸権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 小城市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を小城市の掲示板への掲示により公告する。

④ 小城市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 小城市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業の活用を図るものとする。小城市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 小城市は、市の全域又は一部を区域として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。

(2) 小城市、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、土地改良区及び小城市農業再生協議会等の関係団体は、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積円滑化団体に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改

## 善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

小城市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落、又は、共同乾燥施設範囲の広範囲な受益地）とするものとする。

ただし、農用地利用関係や農作業の共同化を行う上で、効果的な事業の展開ができる場合は、集落の一部の区域を除外するものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を小城市に提出して、農用地利用規程について小城市の認定を受けることができる。

② 小城市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 小城市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を小城市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団

体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 小城市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効

率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 小城市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 小城市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、佐城農業改良普及センター、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構（佐賀県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、小城市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

小城市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 佐賀県農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 佐賀県農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

佐賀県農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

小城市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修の実施及び地域社会への積極的な参加体制の整備促進等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

小城市は、1 から 6 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 小城市は、強い農業づくり交付金(平成 18 年度～ )による農業生産基盤整備の促進を通じて、農業近代化施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 小城市は、中山間地域等直接支払交付金(平成 22 年度～平成 26 年度)によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 小城市は、小城市人・農地プランの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 小城市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

小城市は、小城市農業委員会、佐城農業改良普及センター、佐賀県農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、小城農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、小城市はこのような協力の推進に配慮する。

## 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第 1 に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、小城市は、就農相談等を通じて就農希望者に対する就農に向けた情報の提供等を行うとともに、就農後間もない青年等については、個別巡回や各種研修会等により、地域農業の担い手として育成支援する体制を強化する。

また、青年等就農計画制度の推進や、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着を促進する。さらに、認定新規就農者については、必要に応じて経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

なお、就農相談及び就農に向けた情報提供、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、必要に応じて、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、県現地機関等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

## 第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

### 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

小城市の平坦部の地域では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業が展開されており、認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られたが、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にある。

また、今後も更に農業従事者の高齢化が進み、農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測される。

担い手がこのような状況の中で、将来にわたって地域の農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引き受け能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体は（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること②地域農業、担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること等の条件を満たす者が実施するものとする。

### 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

① 小城市における農地利用集積円滑化事業は、小城市全域を対象として行うことを基本とする。

② 小城市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、小城市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、小城市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

### 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

#### （1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
  - ④ 事業実施地域に関する事項
  - ⑤ 事業実施地域が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、佐賀県農業会議、小城市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
  - ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項
- (2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認
- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（小城市を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令第12条の10に基づき、小城市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、小城市から承認を得るものとする。
  - ② 小城市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
    - ア 基本構想に適合するものであること。
    - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図るうえで支障が生ずるものでないこと。
    - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
    - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
      - a 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
      - b 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込があったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
      - c 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。
      - d aからcに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
      - e 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、佐賀県農業会議、小城市農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
      - f 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
      - g 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
  - ③ 小城市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、小城市農業委員会の決定を経るものとする。
  - ④ 小城市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を小城市の掲示板への掲示により公告する。
  - ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
  - ⑥ ①、③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。
- (3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 小城市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
  - ② 小城市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
  - ③ 小城市は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。
    - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。
    - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
    - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
  - ④ 小城市は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を小城市の掲示板への掲示により公告する。
- (4) 小城市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合
- 小城市が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めるものとする。
- ① 小城市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
  - ② 小城市が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、小城市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告する。
  - ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
  - ④ 小城市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ小城市農業委員会の決定を経るものとする。
  - ⑤ 小城市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を小城市の掲示板への掲示により公告する。
  - ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。
- (5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方
- 認定農業者等農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。
- (6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方
- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
  - ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7の第3の4に定める契約書例(参考様式5)を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
  - ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
    - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
    - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに

農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の締結を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、小城市農業委員会の意見を聴くものとする。

② 農地売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、小城市農業委員会が提供している実勢の借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、小城市農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

① 農用地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実施研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間内とする。

③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、佐城農業改良普及センター、佐賀県農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、小城市農業委員会、佐賀県農業協同組合、佐城農業改良普及センター、農地中間管理機構等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

(10) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携

農用地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介在し、これを補完・調整する機能を有するものであるため、農用地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構は相互の密接な連携の下に、これら事業を行うものとする。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 28 年 月 日から施行する。